

幼保連携型認定こども園 和光園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 聖天奉仕会
所 在 地	大阪市福島区鷺洲2-14-1
電 話 番 号	06-6451-7193
代表者氏名	理事長 高岡 義光

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園 和光園
施 設 の 所 在 地	大阪市福島区鷺洲2-14-1
連 絡 先	電話番号 06-6451-7193 FAX 06-6453-0337
管 理 者	園長 高岡 義光
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 15人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 138人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 108人
開 設 年 月 日	2020年 4月 1日

3 施設の目的・運営方針

「子ども1人ひとりの人格を大切に」

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		495.80 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 4階建
	延べ床面積	1121.24 m ²
園庭		地上園庭 413.22 m ² 屋上園庭 92 m ²

(2) 主な設備

室名	室数	面積	室名	室数	面積
① 0歳児	3	106.89 m ²	⑩調理室	1	54.04 m ²
② 1歳児	3	144.5 m ²	⑪医務室	1	15.04 m ²
③ 2歳児	3	124.7 m ²	⑫会議室	1	15.04 m ²
④ 3歳児	2	107.9 m ²	⑬更衣室		m ²
⑤ 4歳児	3	110.8 m ²	⑭会議室		m ²
⑥ 5歳児	3	124.3 m ²	⑮応接室		m ²
⑦ プレイルーム	1	45 m ²	⑯倉庫(室内外)	18	86.32 m ²
① ~⑦合計	18	763.5 m ²	⑰廊下・階段		110.87 m ²
			⑱その他(屋上等)	1	134.27 m ²
⑧トイレ・沐浴室		97.8 m ²	⑲屋外遊戯場	1	413.22 m ²
⑨調乳室		15.33 m ²	⑳その他		53.96 m ²

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府告示第 1 号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。

6 職員の職種、職務の内容

職種	職務内容
園長	所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令などを遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務を司る。
副園長	園長を助け、園務を整理し、保育内容について保育教諭を統括する。また園児及び地域の就学前の子どもの保護者の子育て支援を行う。
主幹保育教諭	主幹保育教諭は、園長及び副園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育保育をつかさどる。
指導保育教諭	指導保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどり、保育教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
保育教諭	保育教諭は、園児の教育・保育を司る。
看護師	看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。
栄養士	栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。
調理員	調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
事務員	事務職員は、当園の事務を行う。
学校医	学校医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 22 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校歯科医	学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 23 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師	学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 24 条に基づいて、技術及び指導に従事する。

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日大阪市条例第 100 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始（12月29日から1月4日）、夏季8月13日から15日、3月31日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月4日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	夏季8月13日から15日、3月31日

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 （概ね6時間程度）	9時～15時（※注1）
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 （最大11時間）	7時～18時（※注2）
	保育短時間 （最大8時間）	8時～16時（※注3）

（※注1）9時より前若しくは15時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますので御相談ください（別途利用者負担が必要となります）。

（※注2）7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(※注3) 8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	午後間食	備考
0歳児	11時頃	15時頃	
1歳児	11時頃	15時頃	
2歳児	11時頃	15時頃	
3歳児	11時30分頃	15時頃	
4歳児	12時00分頃	15時頃	
5歳児	12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園が入所申込みの先着順により予約を受け付けた上で、利用を決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医（嘱託医）

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、外科

医療機関の名称	おおしもクリニック
医 院 長 名	大下 朋成
所 在 地	大阪市福島区福島 5-16-15 福島宮脇ビル 3F
電 話 番 号	06-4796-7561

(2) 歯科

医療機関の名称	ゆたか歯科
医 院 長 名	西村 豊
所 在 地	大阪市福島区福島 8-17-20
電 話 番 号	06-6452-4618

(3) 薬剤師

医療機関の名称	栃本天海堂薬局
医 院 長 名	別府 影智
所 在 地	大阪市福島区福島 5-10-3
電 話 番 号	06-6451-0189

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 園長 高岡 義光 ・ご利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 06-6451-7193 FAX 06-6453-0337 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>		
第三者委員会	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>大阪市私立 保育園連盟</td> <td>電話番号 06-6761-1171 会長 近藤 遼</td> </tr> </table>	大阪市私立 保育園連盟	電話番号 06-6761-1171 会長 近藤 遼
大阪市私立 保育園連盟	電話番号 06-6761-1171 会長 近藤 遼		

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	PL 保険
保険の内容	食事の提供により子どもの身体に生じた損害の補償する
保険金額	食中毒で死に至らしめた場合1億円までの保障
保険の種類	独立法人日本スポーツ振興センター 災害共済
保険の内容	学校園で起こったケガに対して医療費の給付を行う
保険の金額	医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 他

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
1号認定 子ども	3歳児	5人	5人	5人
	4歳児	5人	5人	3人
	5歳児	5人	4人	2人
2・3号認定 子ども	0歳児	18人	18人	18人
	1歳児	42人	42人	42人
	2歳児	46人	48人	48人
	3歳児	46人	46人	46人
	4歳児	46人	46人	47人
	5歳児	42人	46人	49人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年受診予定	
自己評価の実施状況	毎年度実施	配信

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無） 無

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
行事費	・行事（和光園フェスティバル・あそび大会・クリスマス・音楽発表会等）のおみやげ・おやつ等にかかる費用 園外保育の参加にかかる費用（参加料・交通費等）	月額 1,700円
給食費	主食費 1,800円 副食費 4,500円（3歳児以上）	月額合計 6,300円

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

月額 2,900円上限

1回一時間当たり 300円

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

1回一時間当たり 300円

ウ 1号認定 教育時間外 預かり事業（平日8時～9時/15時～18時）

1回1時間当たり 300円

エ 1号認定 教育日数外 預かり事業（春・夏・冬休み期間・平日9時～15時）

1回1日当たり 800円

月額 6,300円上限

3 諸費用

- ・連絡袋 200円
- ・セキュリティカード 1,000円（1枚）※希望により2枚まで発行可
- ・カラー帽子 930円
- ・制服（幼児） 3,000円
- ・遊び着（幼児・任意） 1,500円
- ・体操服（幼児）※サイズによって価格が異なります。
 - 長袖（上） 2,040円～2,440円
 - （下） 2,240円～2,680円
 - 半袖（上） 1,780円～2,130円
 - （下） 1,680円～2,010円